

令和6年度川崎市優良建築設計者表彰選考基準

川崎市優良建築設計者表彰要綱（以下「要綱」という。）第2条から第4条までの規定による表彰の対象、表彰の対象者及び表彰の基準は、次による。

第1 表彰の対象及び表彰の対象者

（1）対象とするもの

ア 要綱第2条第1号で定める一般社団法人及び共同組合は、川崎市建築設計事務所協会、川崎市建築家の会、神奈川県建築士会川崎支部及び川崎建設業協会とする。

イ 要綱第2条第2号で定めるものは、まちづくり局が発注した設計委託業務等のうち、表彰年度の前年度に工事が完了し、当初契約時の請負金額が100万円以上のもので、原則として検査報告書の評定点が当該年度の平均点以上（同一の建築物等において複数の設計業務委託等がある場合はそれぞれ当該年度の平均点以上）のものを対象とする。

（2）同一の設計者を民間部門と公共部門の2部門で重複して表彰しないものとする。

第2 表彰の基準

要綱第2条第1項又は第2項で推薦されたもので、川崎市優良設計者表彰審査委員会の委員長及び委員の過半以上の同意により表彰者を決定する。

第3 表彰

表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、記念品を添えることができる。

第4 様式

川崎市優良建築設計者表彰に必要な募集要項については、別に定める。また、当該募集要項については、表彰を行う対象業務等について毎年度において見直しを行うこととする。